

# 北宋の「健訟」—墓誌を利用して

翁 育 瑄<sup>1</sup>

(附言：遠藤隆俊<sup>2</sup>)

(<sup>1</sup>東海大学歴史系 <sup>2</sup>高知大学教育学部)

The Frequency of Suits during North Sung Dynasty

Weng YUXUAN<sup>1</sup>, Endo TAKATOSHI<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Faculty of History, Tung Hai University, Taiwan

<sup>2</sup> Faculty of Education, Kochi University, Japan

**Abstract:** We can often see the term of Jian Song 健訟 in the books of Sung dynasty. This term of Jian Song is generally interpreted as the frequency of suits. I once investigated the materials of epitaphs to demonstrate the people's claim to the estate during Sung dynasty. In this paper I use the new materials of epitaphs to solve the problems of the frequency of suits during North Sung Dynasty.

**Keywords:** Jian Song, suit, epitaph, Sung dynasty, Chinese history

## 一、はじめに

律令制が唐中期以後に形骸化し、藩鎮体制による地方の独自の発展がはじまった。五代十国における政治分立期を経て、宋代に入ると、政治・経済・社会の変化が現れ、地域文化の独自性が目覚しく成長した。一方、この時期は、社会面から見ると、訴訟文化の成長という印象が強く、訴訟に関する記載が急増する。

「健訟」の語は宋代の文献から見えはじめた。一般には、「訴訟が盛んに行われる」という意味で理解されているが、特に江西とその近辺を中心とする地方は、「健訟」風習の存在が見られた。これについて、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構—元典章成立の時代的・社会的背景」は、江西の「訟学」（民間における法律の伝習所をいう）が起こった理由について、五代に南唐の支配下で独自の文化を発達させ、刑罰も北方に比べれば緩やかだったからと、解釈した。<sup>1)</sup> また、赤城隆治「南宋期の訴訟について—「健訟」と地方官」は、黄榦・劉克莊・黄震諸氏の判語及び官箴類などの史料を使い、江西・江東における健訟の実態を検証し、地方官の見方と立場を明らかにした。<sup>2)</sup> 赤城論文については草野靖氏が婚と田に関する争訟の頻発を背景に「書舗戸」が詞状作成の業務の依頼を受けるようになったとコメントしている。<sup>3)</sup>

一方、中国学界も健訟関係の問題に目を向けた。郭東旭「宋代的訟学」は江西における「訟学」の盛行と官府から禁圧のほか、「健訟之徒」と呼ばれる訟師や代書屋性格の「書舗」などについても論じている。<sup>4)</sup> 戴建国「宋代的公証機構—書舗」は、書舗は書籍印刷と販売の業務のほか、訴状や契約の代書、さらに科挙受験や吏部銓の手続きなどの依頼を受ける民間機構だと述べている。<sup>5)</sup> 陳智超「宋代的書舗與訟師」には書舗は書籍の販売以外に、訴状や契約の制作・鑑別を行っていること、

訟師譁徒は訴訟に関与すると同時に・教唆も行うこと、つまり訴訟制度から誕生した新たな書舗と訟師譁徒の性格が論じられている。<sup>6)</sup>

以来、健訟研究の目線は地域の変革に転じ、中でも、『名公書判清明集』(以下『清明集』を略称)に関する研究成果は無視できないと思われる。<sup>7)</sup> 大澤正昭氏は『清明集』に載った地名、執筆者、男女別、年号などの諸要素を定量分析し、その性格の把握を試み、登場地名の三分の一を信州・饒州中心の江東路が占めていると指摘した。<sup>8)</sup> 青木敦氏は江西の健訟文化を探り、移民社会による人口増加と健訟の激化の関係を論じた。<sup>9)</sup> 小川快之氏は産業・物流や政府による不正告発の奨励などの角度から、信州の鉱業及び饒州の農業・陶磁器業と健訟との関連を検証した。<sup>10)</sup> なお、許懷林氏は江西と福建の健訟風習に着目し、その発生要因を追究した。<sup>11)</sup>

また、訴訟文化から生じた専門職—訟師も研究の対象となる。陳景良氏は、訟師の性格を分析し、訟師と士大夫は身分と法律地位の格差によって両者の対立となり、紛争に対する士大夫は殆ど法に依拠して処置したという。<sup>12)</sup> 劉馨珺氏は「健訟之徒」を分析し、そのイメージが明清時代の訟師より複雑であり、訴訟に対する執着心がある民衆と、他人を教唆して訴訟を起こす者の二種類があり、後者が後世の訟師の先駆だと指摘した。<sup>13)</sup>

以上は「健訟」に関する研究を簡単にレビューしたが、それらは『清明集』や地方志を利用した場合が多いので、南宋期の状況は把握しえたといえよう。しかし、用いられている北宋期の史料は僅かであり、しかも殆ど宮崎市定氏個人が提出したものにとどまっている。

筆者は北宋期の健訟の検討史料に墓誌が利用できるのでは、と考える。墓誌は、個人の事跡の記録と、功績、人格を褒め称えるという性格が存在するので、史料として用いる際には慎重さが必要である。しかし、大量の墓誌には他文献に記載されていない事も多く発見できるのであり、それを積極的に研究に生かすことが必要であろう。

筆者がすでに指摘したように、唐代の墓誌と比べて、宋代の墓誌は墓誌主の業績を強調することが顕著になり、その業績には、自らが携わった裁判が含まれ、その判決について述べていることが少なくない。<sup>14)</sup>

筆者は嘗て、従来欠けている北宋期における財産権の史料に、墓誌が利用できないかと考えて、北宋の墓誌中に、財産権に関する史料を見出して見解を述べたことがある。<sup>15)</sup> それと同じ立場であるが北宋墓誌から新しい材料を発掘し利用し、健訟前期史の解明に役立てたいと思う。

## 二、「健訟」の語の由来と「健訟」における地域分布の推移

「健訟」の語は宋代以前には見当たらず、南宋の官箴類と文集に収められた判決文や布告文の記述に見られるが、<sup>16)</sup> 北宋では「健訟」以外に、「好訟」・「讞訟」・「喜訟」など類似の語も目につく。「健訟」の語の起源は興味深い問題とはいえる。南宋の洪邁が「健訟」とは『易経』にある「訟」の読み誤りの結果と述べ、また、黄庭堅の「江西之俗、士大夫多秀而文、其細民、險而健、以終訟為能」<sup>17)</sup>を引用して説明した。<sup>18)</sup>

北宋の事例を検証して見ると、その語彙の使用は黄庭堅と一定の関係があるように思われる。黄氏の「江西道院賦序」は江西の「健訟」を記す重要な文献である。上文に続いて、

由是玉石俱焚、名曰珥筆之民。雖有辯者、不能自解免也。惟筠為州、獨不囂於訟、故筠州太守号为「守江西道院」、然與南康、廬陵、宜春三郡、並蒙惡聲。天祐八年、武陵柳侯子儀守筠之明年也。樂其俗之嫩、使為政者不勤、乃新燕居之堂、榜曰「江西道院」、以鼓舞其國風、且為高安之父老雪恥焉。<sup>19)</sup>

とある。江西の民衆は訴訟を起こすのが好きで、「珥筆之民」（髪に筆を挿むの意）と称された。ただ、筠州は例外である故に、太守は「守江西道院」と称され、知州の柳子儀が江西道院を作ったという。他方で南康（南安軍）・廬陵（吉州）・宜春（袁州）など三州は健訟の地域として悪名が高いとされている。

この「健訟」の地・吉州について、黄庭堅の「朝請郎知吉州畢公墓誌銘」にはこのように述べている。

吉在江西，素號難附，公父母之，苦語詆訶，曾是健訟，化為舞歌。<sup>20)</sup>

「難治」（管理が難しい）という評判で有名な吉州は、嘗て「健訟」の地域と見なされたが、知州・畢氏の努力で「舞歌」（平穏）な状態になった。と、述べている。黄庭堅のほか、袁州知州の楊侃は「天下之郡、吉穰難治、而袁實次之」と、吉州が一番「難治」といわれ、袁州がこれに次ぐという。<sup>21)</sup> また、楊侃は「難治」の原因は「訟学」の存在だと指摘している。<sup>22)</sup> 沈括も江西で「鄧思賢」と名づけた訴訟用のテキストが郷校で伝習されていたと記している。<sup>23)</sup>

このように、江西はすでに北宋の時期に健訟の地域として知られていたことが文献から分かる。従来健訟に関する研究は南宋の史料を引用する場合が多く、北宋に関する史料は大体江西関係に限られるのである。

では北宋官僚たちの墓誌を見ればどうなるだろうか。唐代の墓誌と比べてみると、北宋の墓誌は内容をより詳しく記載する傾向が現れている。その故であろうが、彼らの墓誌には地方官の在任中の業績を掲げる目的でさまざまな訴訟が記されている。伝記の性格が強くなる、という宋代墓誌の特徴が言われる所以であるが、同時に地方官の業績として訴訟の解決を重視する、という時代の変化を示すものでもある。

筆者は北宋の墓誌から「健訟」と関係ある事例を探し出し、後掲の表一～九を作った。先に述べたように、北宋の文献では「健訟」という語より、むしろ「好訟」「囂訟」「喜訟」などの語が一般に使われていた。従って、これらの語が用いられている場合、表にとり入れ、さらに「訴訟が多い」という記載も収録の範囲に入った。

説明しなければならないのは「難治」の問題である。先述のように「健訟」と認定された地域は「難治」の評価を得る。表一～九の事例から、「難治」と、さらに「難治」に類する表現のものを抜き出し、「難」の原因とされる事象を示してみると、以下ようになる。

- 表一—①虔州：難理←多訟事
- 表一—④撫州：難治←劇邑（訟が多いことがその理由）
- 表一—⑧洪州：（訟の多さと判断できる）
- 表一—⑩吉州：難理←多盜、好訟
- 表一—⑫吉州：難←訴訟日数百
- 表一—⑭吉州：難附←健訟
- 表二—②歙州：難治←喜訟
- 表四—①潭州：難治←喜訟
- 表九—①耀州：難治←喜訟
- 表九—③徐州：難治←庭訟

「難治」は訟の多さ、つまり「健訟」に関連づけられていることがわかる。ただし「難治」の地域には絶対に訴訟が多いとは限らない。「健訟」のほか、例えば治安の問題、つまり窃盜や強盜事件の多さも「難治」の要因になる。齊州の事例を見てみよう。「曾鞏墓誌」には、

齊俗悍，喜攻劫，豪宗大姓各撓法。<sup>24)</sup>

とあり、齊州の治安問題を挙げ、在地の豪族が強盗事件に関与する「撓法」が多いことが記されている。ここには「健訟」という記述が見えないが、曾鞏が書いた「齊州雜詩序」に、

齊故為文学之國，然亦以朋比誇詐，見於昔俗。今其地富饒，而介於河岱之間，故又多獄訟。而豪滑群黨，亦往往喜相攻剽賊殺，於時號難治。<sup>25)</sup>

とあり、嘗て「文学の国」と称された齊州は、富饒の地で「獄訟」が多く、在地の豪族がしばしば不法の行動を取る「難治」の地と記されている。鄭玄の解釈によれば、「訟謂以貨財相告者」、「獄是相告以罪名也」である。<sup>26)</sup> この「訟」は現代民事訴訟と類似した財産関係の訴訟であり、「獄」は律の罪名で訴えることであって、現代民事と刑事訴訟を含めた訴訟である。強盗と在地豪族の問題を抱える齊州は「獄訟」が多いとされているので、「健訟」の地域として表六に入れておいた。

なお、訟が非常に長びいたり、訟が原因で「劇」「繁穰」と記されるケースも表一～九に採り入れた。

表一—⑱興國軍：劇県←訟数年決せず

表五—②杭州：繁穰←（獄が因か）

宋代には、人口数により、州が雄・望・繁・上・中・下など六種類にランクづけられているが、州には「劇郡」と「閑郡」の別もある。また、犯罪の処置が他の地域より重と言われる「重法地分」の別もある。望・繁などのクラス分けと、劇郡と重法地分の区分は、それぞれ別の基準に拠る区分であって、三つの基準は必ずしも相互に重ならない。人口が特に多くなくとも、「重法地分」でない地域であっても、行政繁忙の「劇郡」になり得る。張智瑋氏が指摘するように、行政繁忙の「劇郡」になりうる地域は人口や地理的条件以外、風習や政治などさまざまな要因をもつのである。<sup>27)</sup> ただ、一般に、「健訟」とされる地域は「劇」と捉えられていたのである。

表から地域分布を見てみよう。表一以下に見える事例はすべてで四十三件であり、江南西路に関する墓誌の記載は一八件と41.9%を占める。それ以外の地域については、江南東路と福建路は各々四件あり、荆湖南路・両浙路は各々三件あり、京東東路・京畿路・淮南西路は各々二件あり、残りの五件は諸路に散在している。

江南西路に関する事例が圧倒的に多いのは、「健訟」が最も盛んな地域であることを示している。よくいわれる虔・吉・袁三州があわせて十件と多いが、そのほかにも撫州と洪州がそれぞれ三件、二件と、それに劣らない。江南西路に属する州軍の中では、筠州・臨江軍だけに、「健訟」や「難治」の記載が見えない。ほかの地域については、事例は江南西路のように多くないが、全国に散在していることが注目される。

北方の事例について、登州（表六—①）の「健訟」に関するイメージはすでに指摘されているが、<sup>28)</sup> 今まで注目されていない耀州（表九—①）と懷州（表九—②）の事例も見られる。また、京畿路が北宋の首都圏として「健訟」の地に入っている（表七—①・②）。

もっとも、『宋史』地理志に登州と共に「健訟」の地として併記された萊州の事例が現在出現しない。これは現在見られる墓誌に限られていることによるのであろう。登州と、齊州、それに萊州を合わせてみると、山東地方が北方の「健訟」地域といえよう。なお、洋州（利州路）と広州（広南東路、表九—⑤）も「健訟」の地と指摘されているが、<sup>29)</sup> 洋州の事例は表一～九に見当たらない。

時代による地域分布の差については如何であろうか。大澤正昭氏は『名公書判清明集』（以下『清明集』を略称）に現れた地名の頻度を調べたが、それによると、江南東路の事例が一番多く（32.1%）、

特に饒州と信州が飛び抜けて多く、ほかの州を上回っている。<sup>30)</sup> 北宋の墓誌に最も多かった江南西路が最多ではない（9.1%）。また、饒州の事例は北宋の墓誌に一件だけ現れるが、信州は一件も見えない。また、歐陽脩が最も「難治」と言う歙州（南宋の徽州）は、<sup>31)</sup> それを含めて、北宋墓誌に二件あって、「難治」を裏付けているが、『清明集』にはそれほど高頻度に出現しない。江南西路は、『清明集』においては江南東路のように多くないが、地方志などの史料によると、「健訟」のイメージが依然として残っている。<sup>32)</sup> 北宋と南宋では「健訟」の地域に推移があったと言えるのではないか。

江南西路と江南東路以外の地域にも変化が見られる。『清明集』においては福建路の事例（14.0%）は建州（南宋の建寧府）に集中しているが、<sup>33)</sup> 北宋の墓誌にはより広範囲に見える。逆に、両浙路は南宋になると首都圏とその近辺地域として「健訟」のイメージが成長した（20.0%）。

### 三、「健訟」の発生要因について

次に、「健訟」の発生要因に関してであるが、交通の要衝における人間の摩擦や執着心、<sup>34)</sup> 交通路の発達による治安悪化、<sup>35)</sup> 土地売買の活発化による紛争の激化、<sup>36)</sup> 人口増による移民社会の特徴などが、<sup>37)</sup> 諸氏によって究明されてきた。しかし、当時の官僚たちはそういう社会状況の変化が「健訟」の原因だと感じたのであろうか。表二—②欧陽脩の「歐陽穎墓誌」には、歙州の民衆が訴訟の際、日頃の細かにつけていた記録を証拠物として使ったという、「江西道院賦」に書かれた「玉石俱に焚く」「珥筆の民」に劣らぬ訴訟慣れた民衆の姿が描かれている。墓誌の記載によると、官僚たちは民の「好訟」「鬻訟」「喜訟」そして「健訟」の発生要因を、前述の黄庭堅のように、民間の風習とみなしたとしても、それは様々な要素から形成されたともみていたのではないかと考えられる。

では、どのようなことが想定されていたのであろうか。一つは官僚自身の能力に関わることである。表二—③、饒州餘干県令を勤めた江樸の場合、同州浮梁県令の王越石の代理となり、一ヶ月足らずで山積みの訴訟を解決してしまったという。この墓誌は、江樸の能力を褒め称えるために書かれたが、同時に、王越石の無能を明らかにしてもいる。表四—①（潭州長沙県・鄭紓）、表五—②（杭州・方偕）の場合、前者は「簡」なる統治を行い、後者はソフトな対応をとって、訴訟の滞りをなくした。行政官が手腕を発揮することによって、「健訟」現象が解消したとされるのであり、墓誌主の優れた行政能力が強調されたのである。逆に言えば、能力のない官僚は「健訟」を防げないことになる。

もう一つは地方官が正しく裁判を行うかどうかについてである。表一—③の場合、「巧滑鬻訟」の民衆に囲まれても、虔州次官の程戡は公正な裁判を行い、屢々冤罪を晴らし、邪悪を摘発し、吏民に畏服されたと描かれている。墓誌主の人格と事績を褒め称えるという目的で作出した墓誌には、そのような表現は珍しくないが、公平、公正が「健訟」を抑えるという理解があったことは確かである。表一—⑥（撫州・陳某）、表一—⑦（洪州武寧県・劉奕）、表五—①（台州黄巖県・范仲温）、表九—①（耀州・崔立）も同様に、公正な判決を行う墓誌主を褒め称えている。

また、行政官以外の行為も「健訟」の発生要因と見なされる。典型的な例は胥吏と豪族である。周知の如く、宋代において官僚と胥吏が分化し、昇進とは無縁である胥吏は民衆から手数料を取る、これによって、賄賂の問題が容易に発生したのである。胥吏は自然に官僚と対立するようになり、さらに彼らは常に在地有力者の豪族と結び、地方官の悩みとなるとされる。

表一—⑩（吉州吉水県・葛源）の場合、胥吏が民衆を使って多くの訴訟を持ち込み、県令に嫌気をおこさせている。表九—②（懷州・陳安定）の場合、新任官の手腕のほどを調べようと、胥吏が民をそそのかして多くの案件を持ち込ませている。表八—①（廬州慎縣・楊節之）の場合、豪族の勢力が地方で強く、従わない人々の隠し事を官に告げるなどのことをしたと記されている。表一—

⑮(袁州萍郷県・楊氏)と表一⑯(建昌軍南豊県・胡及)は胥吏と豪族が手を組んだ事例である。これらの事例では、数多くの裁判を手早く処理し、胥吏と豪族の狙いをくじいたことによって、墓誌主は高く評価されている。

ほかには、『清明集』に登場するような「健訟之徒」も現れる。表四②の記載のように、郴州郴県へ移住して二十年の「虔州民」は専ら訴訟関係の仕事に携わっていたが、知県の陳叔獻に実情を見ぬかれ、追放されたという。「健訟」の地として虔州が広く知られていたこと、「虔州」の名は、単に出身を記しただけとも考えられるが、特に記述の必要はなく、これからすれば、虔州など江西の訴訟文化が近辺の湖南に拡散したことをうかがい知ることができるようだ。

官僚たちに訟をおこす人々とそれを裁く官吏という人為の側面以外の訴訟環境への認識がないわけではない。表一④の場合、契約書の記載不全が土地売買の紛糾となると判断し、撫州臨川県の知県・傅命之は記載不全の契約の訴訟を受理しなかった、契約書の不備問題が「健訟」の原因だと認識されている。

治安の問題は訴訟と無関係ではない。治安の悪化は「難治」の要因の一つであるが、必ずしも「健訟」の発生要因とは言えないと前述した。しかし、表一～九を見ると、「盗」と「訟」が多いと記された、いくつかの事例が見られる。「盗」が多い、つまり治安が悪化していることと、「訟」とが関連づけられている。事例を見ると、この「盗」は経済問題、特に塩と関係づけられている。表一②(虔州・晁宗恪)、表三②(福州長溪県・陳洙)、表六①(登州・胡俛)の場合、塩の産地と治安・「健訟」との繋がりが指摘されている。文同が書いた「屯田郎中閩君墓誌銘」に、

虔州民私質鹽以自業，世世習抵冒，雖毒懲痛斷，然不肯少悔者。朝廷既亦以厚格當所獲，故捕吏務多得其狀名，至凶者取所賞，往往鍛鍊平罪，以當其所酬。公下論切戒，謂不可復者。比會信豐令嘗繫此等囚，逮二百人。公引前，一二簡詰，獲犯實者五之二。自是鹽獄遂省，至今人謳歌之。<sup>38)</sup>

とあり、虔州では私鹽の貿易、つまり塩の闇取引が盛んに行われ、朝廷の賞金に惹かれて、捕吏が冤罪を構成することが多いという。必然的に「盗」が多くなる。闇取引という経済犯罪が「健訟」を生む、つまり経済環境が「健訟」を生むという理解が示されているのである。

治安の悪さの原因に地域の特殊性が挙げられるものもある。鄭獬の「吳及墓誌」にある墓誌主吳及(1014～1062)の福州侯官県尉の折の経験を見てみよう。

其後為福州侯官尉，知秀州華亭，俱有能名。侯官民伎很與仇家鬪，自飲鼠莽而死，仇家因抵法，官司雖明知莫能辦，蓋習之已久。公折其獄，仇家勿論，活五十三人。提點刑獄移其法於七郡，被誣者皆得活而毒死者遂絕，人謂公之德施於閩越無窮矣。<sup>39)</sup>

仇討ちのために毒薬を飲み、自ら命を絶って相手を罪に陥れるという、極端な手段を使ったという。もっともこのような特異な風習は特定の地域だけにしか存在しないかもしれない。地域の特殊性は、特に重視すべきではないだろう。

ただ、一介の地方官の力で「健訟」の風潮が永く治まったのであろうか。墓誌で(一時的には)「健訟」がおさまったと顕彰されているものの、実際は、上述の諸地域は、宋代を通して「健訟」の風潮が続いているのである。

#### 四、「健訟」風潮の再検討

「健訟」発生要因を前節で論じたが、ここでもう一度その風潮を検討する。唐末以来の環境変化により「健訟」の風潮が生まれ、現行法では対応できない状況になった。しかし、諸事例から見ると、法律の修正や追加よりも、行政官自身の能力が強調されることになる。山積みの訴訟にどう対応するかが、行政官の目の前の課題となるのである。

まずは訴訟の量を減らすこと。記載不全の契約書をめぐる土地の訴訟は受理しない（前述の表一—④）ことはその好例である。南宋になると、朱熹の「約束榜」（『朱文公文集』巻百）や黃震の「詞訴約束」（『黃氏日抄』巻七八）など、訴訟の受理における規則が現れる。<sup>40)</sup>

また、訴訟の混乱要因と見なされる胥吏・豪族、そして「健訟之徒」の関与を排除することも墓誌の記述から、重要であると分かる。科挙合格者の官僚とは違い、行政事務に習熟する胥吏は地方の実情を深く知り、しだいに民間と官府で力をふるうようになる。本来、相互依存関係にある官僚と胥吏は、手を組んで地方政治に協力すべきであるのに、民衆と親しむ胥吏は、昇進と無縁、また無給という立場から自然に官僚と対立するようになる。民衆をそそのかし、新任官に多くの訴訟を処理させ、悩んだ新任官から処理を委任される、というパターンになる。とはいえ、胥吏を行政事務から排除することはできない。正当でない関与を排除することが目指されるのである。

豪族については、胥吏と合流し、行政官を悩ませたことを先に論じた。豪族が胥吏の仕事に携わる場合が見られるが、彼らの訴訟への関与には別に理由がある。北宋の官僚たちの墓誌を見ると、彼らの誇りとして記された業績は、土地・財産相続の訴訟の処理が圧倒的に多い。筆者は嘗て別稿で北宋の墓誌に記載された財産権に関わる実例を論述し、事件の主役の多くは豪族や資産家の「富人」であることを明らかにした。<sup>41)</sup> 主役である彼らは訴訟にもちろん関与したであろうから、実際に「健訟」の主役といえるのであろう。賄賂という手段を通して、自分に有利な判決を導くことが多く、裁判の不正を招くとされる。官僚としては、豪族と対立せざるをえないのである。

訴訟の手続やテクニックに詳しい「健訟之徒」は、訴状の代筆屋の「書舗戸」から生まれた、民間の依頼で専ら訴訟を起こす民間人である。「健訟」から生まれた「健訟之徒」は、専門職のイメージはまだ明確ではないものの、明清時代の訟師の先駆と見なされる。「専門職」の誕生のほか、宋代には民間における法律伝習所—「訟学」の存在も見られるようになる。「訟学」は江西・浙江・湖南など「健訟」地域に存在することがすでに指摘されている。<sup>42)</sup> 先に挙げた歙州（表二—②、歐陽穎）の場合、訴訟に執着心のある民衆が示されており、当地に「訟学」が存在した可能性がある。とにかく、「健訟」地域に訴訟を専門的な仕事とする人々と法律伝習所が出現したことは、時代の風潮の産物である。なお、「訟学」の存在に対して、朝廷から禁令が発布されたほか、学校の設立も見られる。表二—①歙州績溪県の場合、「健訟」の改善を図り、県令劉氏は学校を設立し、隣の県から教師を招聘するという、教化の意識を示した。

上述の胥吏・豪族・「健訟之徒」や「訟学」などの諸事象は、「健訟」風潮の産物と思われるが、胥吏・豪族への抑圧や「健訟之徒」の追放、「訟学」の禁止などが解決手段とされた。けれども、「健訟」の風潮は抑えられず、南宋まで続いて行く。

以上の人為要素のほか、訴訟制度に「健訟」風潮を助長する要素を見出すこともできる。「滞訟」と「越訴」である。「越訴」とは、下級機関（通常は県）を越えて、直接上級機関に訴えることをいう。「越訴」は青木敦氏が指摘したように、一つには自分に有利になるようにとの訴訟戦略であるが、もう一の側面として、地方官の怠慢・不正の原因で上級機関に救済を求めざるを得ないということがある。<sup>43)</sup> もっとも禁止された「越訴」は北宋末の徽宗朝から許可され始めたと言われているので、<sup>44)</sup> 北宋期の段階で、「越訴」が「健訟」風潮に与えた影響はそれほど大きくはなかったと思われる。

「滞訟」というのは、訴状を受理してずっと審理しないまま滞った訴訟を指す。表一—⑱（興国

軍大冶県、王贄)、五一③(越州会稽県、錢彦遠)、七一①(開封府、沈周)、九一④(成都府路、王潛夫)、の場合、数年間に積み上げた「滯訟」を解決した主人公たちを褒め称えている。律には公・官文書に対する処理が遅れた場合の罪が規定されるが、<sup>45)</sup> 民衆からの訴状への対応の遅れに対する処罰規定は見当たらない。

「滯訟」は宋代の法文化に遍在し、まさに「健訟」の要因ではないか、と筆者は疑っている。北宋の墓誌を検証してみると、「滯訟」の解決は官僚の自慢の業績として記載され、紛糾の仲裁は地方官の重要な仕事とされる。しかし、このように記載され、顕彰されることは、「滯訟」がむしろ普通のことだったことを裏書きするのでは、と考える。なお、「滯訟」の実態はやはり土地・財産相続関係の事件が多いと思われる。

また、判決に対する不満が残る場合、新任官が来る度に、改めて提訴する。二回、三回と繰り返し、納得できるまで訴え続ける事例が宋代の訴訟の事例によく見られる。<sup>46)</sup> さらに、表四一③(道州江華県、劉居正)、のように、県の判決に納得できない場合、上訴機関の州・使者(節度使)への上訴も行われた。これも「健訟」の一背景である。これは、黄庭堅のいう「玉石俱に焚く」江西の民、歐陽脩のいう牢獄を恐れない歙州の民とともに、提訴の限界がない宋代の法文化から生まれた訴訟に執着する民衆の姿をよく示している。

北宋の墓誌の記述と比べて、『清明集』には「健訟」の言葉の使用がより定着し、「健訟」の形象もより具体的になっていた。自己権利を主張し、判決を不服とし訴え続け、さらに上級機関への越訴を行う人たちの活躍がリアルに描かれるようになったのである。そのような裁判に執着心を持つ人たちに対して、『清明集』における裁判官の判語は、訴訟をやめ、判決を受け入れるようにと、訴える者、訴えられる者双方に説教する。その点は、北宋の墓誌における地方官の態度と共通している。しかし、『清明集』には提訴の根拠の正当性が問われない傾向が見られ、そこに民衆に対する地方官の姿勢が表れる。<sup>47)</sup> 一方、墓誌において官僚の誇りとして掲げられた「滯訟」や「久獄」の解決は、その前提として提訴の正当性を肯定しているように見られる。これによって、『清明集』の判語は地方官の民衆に対する教化、墓誌は死者の事跡の顕彰という、両者の本質的な違いが明らかになるのである。

また、前述したように墓誌に現れる「虔州民」(表四一②)は、専ら訴訟関係の仕事に関わっていたと判断されるが、『清明集』においてはその専門化の傾向が一層明らかになる。「誹徒」・「訟師」・「把持人」・「健訟人」(あるいは「健訟之徒」)・「教唆之人」など用語が示す訴訟における「第三者」の存在がそれである。字面の通り善良なる者とは認識されていなかったし、地方官にとって厄介な存在とも言えるのではあるが、訴訟の当事者以外の第三者の身分で訴訟に干渉し、裁判の結果を左右している人であって、つまり明清の訟師の先駆として、その職業化の傾向が目目されるのである。同時にそれによって、南宋になると、訴訟のテクニックが一層進化したことがわかる。

## 五、おわりに

以上論述したように、北宋の官僚たちにとって、訴訟の乱れと見なされる胥吏や豪族、「健訟之徒」などの人為要素は、「健訟」の発生要因ではなく、「健訟」の結果ではなかろうか、と思われる。さらに、墓誌では胥吏と豪族の記述が多いことから、「健訟前期」の段階では、胥吏と豪族が主な問題であって、南宋期に活躍している「健訟之徒」の姿はまだ明白ではないことも見えてきた。

ほかには、「健訟」の地域性も課題となる。地域文化の開花が「健訟」の独自性を生み出し、各地方の「健訟」問題が違う様相を呈した。胥吏や豪族の問題は各地域で普遍的に見られるが、治安と「健訟」の結合の仕方は地域の特異性を表すのである。

「健訟」地域の代表である江西・江東路については、「健訟」の記述が見られるものの、実は訴訟

の内容は不明の場合が多い。他方、筆者が別稿で挙げた財産権に関する訴訟の実例においては、成都府路が一番多く（七件）、次は兩浙路であり（四件）、江西・江東路は僅かであった（一件ずつ）。<sup>48)</sup> 同じ「訴訟」であって、このような相違がなぜ表れるのか。北宋期における江西・江東路の訴訟の実態について、さらに検討の余地があると思われるので、後日の課題として残したい。

最後に「士大夫の立場」と「健訟」風潮の関係について一言したい。官僚の事跡を顕彰するために作った墓誌は「士大夫の立場」からの主観性の強い史料という側面をもつことは確かであるにせよ、事実を反映したものであることはまちがいないと思われる。墓誌の内容から訴訟の解決は地方官の重要な仕事であることが窺える。そして、「健訟」風潮は単なる主観に基づく表現ではなく、『清明集』の記述から事実であることが裏づけられる。「健訟」風潮は時代の変化から生まれたのである。

※本稿は国家科学委員会の補助金で執行した専題研究計画「墓誌所見之北宋的『健訟』問題——探討其與區域發展的關係——」（番号：93-2411-H-029-003, 2004年度）の研究成果の一部である。

### 付録、北宋墓誌に見える「健訟」に関する記載

下表に列した史料の出典は、文集に収めた墓誌（墓誌銘、墓表）を中心に、墓碑（神道碑・墓碣）・行状（行述・事略）も含む墓誌と総称する伝記類である。

表一、江南西路

番号	州県名	墓誌主	内容	出典
①	虔州贛県	韋襄 (935～997)	遷廷尉平，知虔州贛縣。 <u>邑多訟事，號難理</u> ，府君待以誠恕，獄市以清。吏民悅之，因上官以請諸朝，遂留六年。	『樂全集』卷39「朝散大夫秘書丞上騎都尉杜陵韋府君墓誌銘并序」
②	虔州	晁宗恪 (1006～1069)	其為虔州，州近鹽， <u>多盜與訟</u> ，公至，修弛廢，督姦強，威信盛行，盜不敢發，而獄無繫囚。	『曾鞏集』*卷46「光祿少卿晁公墓誌銘」、頁629
③	虔州	程戡 (997～1066)	遷太常博士，復通判虔州。 <u>贛人巧滑蠱訟</u> ，公治明審，數辨冤獄，發姦慝，吏民畏服，刑平政清，風績推最。	『樂全集』卷36「宋故推誠保德功臣宣徽院使安武軍節度使冀州管内觀察處置等使開府儀同三司檢校太傅使持節冀州刺史兼御史大夫鄜延路馬步軍都總管經略安撫使判延州軍州事管内勸農使上柱國廣平郡開國公食邑五千二百戶食實封一千六百戶贈太尉諡曰康穆程公神道碑銘并序」

④	撫州臨川縣	傅求 (1003~1073)	知撫州臨川縣。 <u>江西劇邑，名難治</u> ，蓋南楚之俗纖縹巧，法吏舞文相狹為欺誑，以多所證，逮積歲不竟，困細弱。公察其敝，曰：「 <u>契之不明，訟所由生。</u> 」乃立條教告民：凡田訟，傅別約劑不具者，一切不受其辭。以故豪猾不得逞，吏束手，囹圄屢空，善良者安。	『樂全集』卷36「宋故龍圖閣學士朝散大夫尚書工部侍郎提舉南京鴻慶宮上柱國清河郡開國公食邑三千八百戶食實封八百戶賜紫金魚袋傅公神道碑銘并序」
⑤	撫州臨川縣	閻某 (997~1061)	未幾，移江南西路提點刑獄。臨川縣丞、南昌從事，皆大臣子弟。倚藉勢力，放肆貪暴。前按察者，率皆顧忌遮護，陽不省問。公視事，即鉤治之。狀得聞上，逐去，由是列郡傾聳震惕。食飲眠寐，不忘檢戒。 <u>江南民，雖嘗以訟自喜</u> ，然有以誑誤入法者，前人諱惡之，槩嘗以例移管他處。公閱籍指辨，盡還之鄉。	『丹淵集』卷36「屯田郎中閻君墓誌銘」
⑥	撫州	陳某 (989~1061)	<u>撫民素好訟</u> ，君下車三日，牒訴數百，一一照其情偽，區處無有不當，訟是用希。	『龍學文集』卷9「潁川陳君神道碑銘」
⑦	洪州武寧縣	劉奕 (999~1051)	移知洪州武寧縣事，改大理寺丞。……其在武寧，民喜訟而易刑，為令者多嚴法以止之，猶不能勝。君雖細事，為之盡心。	『蔡忠惠集』卷33「尚書屯田員外郎通判潤州劉君墓碣」
⑧	洪州分寧縣	彭思永 (1000~1070)	移知廣州南海縣，以母喪去職。服除，知洪州分寧縣。 <u>二邑素號難治</u> ，前令比以罪去，民化公之誠，相戒以毋犯法，至於無訟。	『二程集』*卷4「故戶部侍郎致仕彭公行狀」、頁489
⑨	吉州廬陵縣	陳巽 (992~1076)	用薦者改秘書省著作佐郎、知吉州廬陵縣。 <u>廬陵人喜鬥訟</u> ，械繫常充縣庭。公除其害政者，人心大變，月餘，囹圄空虛，而人自得田里之間。	『曾鞏集』*卷47「太子賓客致仕陳公神道碑銘」、頁629
⑩	吉州廬陵縣	李宗詠 (982~1047)	補吉州廬陵尉。 <u>邑多盜，民好訟，號難理</u> ，公至則攝令事，所以發姦摘伏之術甚密，破盜區蠹，訟庭蕭然。	『樂全集』卷39「朝散大夫右諫議大夫知相州軍州同群牧事上柱國賜紫金魚袋趙郡李公墓誌銘并序」

⑪	吉州吉水県	葛源 (968～1054)	州符徙吉水，行令事。他日，令始至， <u>大猾吏輒誘民數百訟庭下</u> ，設變詐以動令，如此數日，令厭事，則事常在吏矣。公至，立訟者兩廡下，取其狀，視有如吏所為者，使自書所訴，不能書者，吏授之，往往不能如狀，窮，輒曰：「我不知為此，乃某吏教我所為也。」悉捕劾，致之法。訟以故少，吏亦終不得意。	『王安石全集』*卷87「尚書度支郎中葛公墓誌銘」、頁665
⑫	吉州永新県	元絳 (1008～1083)	召還祕書省著作佐郎、知吉州永新縣。 <u>世指以為難，訴訟日數百</u> ，公聽斷如流，至鄰邑爭不平者詣公決焉。	『王魏公集』卷8「資政殿學士太子少保致仕贈太子少師諡章簡元公墓誌銘」
⑬	吉州	姚原道 (1019～1081)	其為吉州，蓋以揉熟世故，左右文法，又其資長者，始至承，前守留事， <u>訟訴盈庭</u> ，待報受書，數吏不勝舉，舞文吏亦以嘗公。公色夷氣平，徐徐區別，皆盡人情。	『黃庭堅全集』*卷30「朝請大夫知吉州姚公墓誌銘」、頁803
⑭	吉州	畢某 (?～1082)	<u>吉在江西，素號難附</u> ，公父母之，苦語詆訶， <u>曾是健訟，化為舞歌</u> 。	『黃庭堅全集』*卷30「朝請郎知吉州畢公墓誌銘」、頁805
⑮	袁州萍鄉県	楊某 (?)	初任袁州萍鄉縣尉，會令免，獨當一縣， <u>豪猾吏民以君少，共為十餘獄嘗之</u> ，君立斷治，大服。	『臨川先生文集』卷120「翁源縣令楊府君墓表」
⑯	建昌軍南豐県	胡及 (?)	轉太子中舍，知建昌軍南豐縣。南豐在江西最為大邑。 <u>編戶數萬，多豪右著姓，訟爭既繁，胥吏操其柄，前後令罕能勝之者</u> 。	『蘇魏公文集』*卷60「朝奉大夫提點廣西刑獄公事胡公墓誌銘」、頁916
⑰	南安軍南康県	孫億 (1009～1049)	桂陽地產五金，諍盜日積，南康土沃民繁， <u>郡多滯訟</u> ，君連佐二幕，率以和易守職。	『武溪集』卷20「宋故大理寺丞前知白州孫公墓表」
⑱	興國軍大冶県	王贊 (994～1069)	本部任材，監興國軍大冶縣茶場、兼知縣事。 <u>大冶，江西劇縣，吏猾民豪，久不治，訟有至數年不決，敝事尤多</u> 。公到未幾，政以清簡聞。	『樂全集』卷39「朝散大夫守尚書戶部侍郎致仕上柱國太原郡開國公食邑二千九百戶食實封五百戶賜紫金魚袋王公墓誌銘并序」

表二、江南東路

番号	州名	墓誌主	内容	出典
①	歙州績溪縣	劉某 (988~1040)	嘗權績溪，績溪在深山中，民好訟多事，而無學者。公患之，為立小學，請師於旁縣。	『公是集』卷51「先考益州府君行狀」
②	歙州	歐陽穎 (962~1034)	實治七州，州大者繁廣，小者俗惡而姦，皆世指為難治者。尤甚者曰歙州，民習律令，性喜訟，家家自為簿書，凡聞人之陰私毫髮、坐起語言，日時皆記之，有訟則取以證。其視入狴牢就桎梏，猶冠帶偃箕，恬如也。	『歐陽脩全集』*卷62「尚書職方郎中分司南京歐陽公墓誌銘」、頁907
③	饒州浮梁縣	江樸 (1019~1091)	徙餘干令，……浮梁俗好訟，令王越石儒，繫者滿獄，訴庭下者日百數。越石懼，移病去。州遣君攝之，鋤其姦彊而冤滯者得平反。不旬月，獄為虛。	『雞肋集』卷66「夔州錄事參軍江君墓誌銘」
④	江寧府上元縣	程顥 (1032~1085)	避親嫌，移江寧上元主簿，田稅不均，比他邑尤甚，先生為令畫法，民不知擾，而稅遂均。會令罷，攝邑事，牒訴日不減三二百數，先生處之不閱月，民訟遂簡。	『南陽集』卷29「程伯淳墓誌銘」

表三、福建路

番号	州名	墓誌主	内容	出典
①	建州建安縣	方偕 (992~1055)	又為汀州軍事判官。唐公肅使福建，建之建安訟日數十百，命公權泣。旬月之間，至於閒靜。	『蔡忠惠集』卷33「光祿少卿方公神道碑」
②	福州長溪縣	陳洙 (1013~1061)	治福州之長溪……長溪濱海，無耕桑之饒，民以鬻鹽以為生，禁雖嚴而盜販日益衆。君至，一切不問，使民衣食，然後修其政刑，道之以道義。居二年，獄訟衰息，至有暴悍化為愿民者。	『古靈先生文集』卷25「殿中御史陳君墓誌銘」
③	汀州甯化縣	高照 (1015~1094)	甯化俗囂喜訟，椎理為事。令度不能禁，概為寬柔樞坳，漫不敢彈治。工聯什伍以察盜，鉏剔強梗，仍繩以法，姦偷削跡，一境肅然。	『重修邵武縣志』卷6上官均「尚書都官員外郎高君墓誌銘」

④	邵武軍邵武県	張士遜 (964~1049)	除秘書省著作佐郎、知邵武縣。民喜訟，吏詆欺前後宰守，經常繫者，不減一二百。公平處悉當，劇易迎解，訟源自閉，牢戸至空。	『文恭集』卷40「太傅致仕鄧國公張公行狀」
---	--------	-------------------	--	-----------------------

表四、荆湖南路

番号	州県名	墓誌主	内 容	出 典
①	潭州長沙県	鄭紓 (1001~1056)	湖南安撫使王絲薦君為簽書桂陽監判官廳公事，權潭之長沙。其縣喜訟難治，君視其繁，為簡其術，如無一事。	『蔡忠惠集』卷36「尚書禮部侍郎鄭君墓誌銘」
②	郴州郴県	陳叔獻 (1018~1068)	察舉得令，移郴縣。郴，湖南小邑，民吏雜擾，牒訴日日堆几案，索裁決。君始視事，睨廷下，忽取一人者鉤詰之。本虔民也，寓於此凡二十年，受賕出入鄉市，構兩訟以亂令治。謂君新至，故雜稠人，觀君聽斷是否。期中之。得情如此，具對，聞之安撫使，流他郡。自是惡少相語，以君為神，不知某用何術也。獄辭遂省。	『丹淵集』卷38「祕書丞陳君墓誌銘」
③	道州江華県	劉居正 (997~1040)	就移道州江華縣。楚俗喜訟，雖健令決之盡理，猶恥不勝，則又赴訴於州、於使者。前後相望，弊浸不革。府君則悉索新舊案牘，剖析開譬，使之曉然。兩造皆懾慄而止。監司知其能，多以，他郡疑獄屬之，……自是遠近信聽，訟獄為之衰少。	『蘇魏公文集』*卷54「祕書丞贈太師劉君神道碑」、頁821

表五、兩浙路

番号	州県名	墓誌主	内 容	出 典
①	台州黃巖県	范仲温 (985~1050)	除寧海軍節度推官，知台州黃巖縣。……黃巖大邑，民數萬戸，訟爭盈庭。府君專尚仁愛，多以理遣。	『范仲淹全集』*卷15「太子中舍致仕范府君墓誌銘」、頁368
②	杭州	方偕 (992~1055)	移知杭州。杭於吳最為繁穰，公時與賓從載酒榖，鳴絲管，周遊湖山之間。牒訟至前，談笑遣之，若無可為治者，二年未嘗有留獄。	前表三一①

③	越州会稽県	錢彦遠 (994~1050)	辭以四推獄官不當越職，尋出通判明州。在郡謫州卒謀亡竄海外者， <u>鞠會稽累年田訟數十人</u> ，兩郡稱治。	『蘇魏公文集』*卷52「錢起居神道碑」、頁788
---	-------	-------------------	---	--------------------------

表六、京東東路

番号	州県名	墓誌主	内 容	出 典
①	登州	胡俛 (?~1074)	出知登州，…… <u>登瀕海，有漁鹽之利，俗豪舉喜訟</u> ，小有爭至破産，取勝而不悔。	『雞肋集』卷66「尚書司封員外郎胡公墓誌銘」
②	齊州	曾鞏 (1019~1083)	齊俗悍，喜攻劫，豪宗大姓各撓法。	『曾鞏集』*附録「曾鞏墓誌」、頁797

表七、京畿路

番号	州県名	墓誌主	内 容	出 典
①	開封府	沈周 (978~1051)	佐開封， <u>訟數年不遣者百數</u> ，公斷治立盡。	『王安石全集』*卷93「太常少卿分司南京沈公墓誌銘」、頁697
②	開封府祥符県	吳伸 (992~1064)	祥符赤縣，民訟紛伙，雖得廉吏，不為貴勢所移者幾希。公恂恂自守，不容有私謁，而政號平簡。	『金氏文集』卷下「吳司封墓誌銘」

表八、淮南西路

番号	州県名	墓誌主	内 容	出 典
①	廬州慎縣	楊節之 (1043~1093)	知廬州慎縣， <u>江南俗喜訟</u> ，而慎多豪右，率以財陵其里，人而屈之，少忤，則使其黨毆藉，或擿其陰事于官，無不至。君發其尤無良者一人，以徇訖其去，無復以此。	『雞肋集』卷68「右通直郎楊君墓誌銘」

②	壽州	王質 (1001~1045)	出知壽州。郡素號多訟，而邑所部送囚，雖重辟，往往謂竄其名以上。公摘其濫姦，擒邑吏坐鞭而黥之，自是肅然。	『蘇舜卿集』*卷16「朝奉大夫尚書度支郎中充天章閣待制知陝州軍府事平晉縣開國男食邑三百戶上護軍賜紫金魚袋王公行狀」、頁209
---	----	-------------------	---	--

表九、その他

番号	路名	州県名	墓誌主	内容	出典
①	永興軍路	耀州	崔立 (974~1043)	就拜右諫議大夫，改知耀州事。耀民氣豪喜訟，號難治。始至，系囚滿獄，公為區判善惡，勸沮明白。未幾，明服公化，境內以清。	『安陽集編年箋注』*卷50「故尚書工部侍郎致仕贈工部尚書崔公行狀」、頁1578~1587
②	河北東路	懷州	陳安定 (1018~1064)	用薦就河内縣令。初至，吏皆易君之少，以積牘疑事致前請決，又嗾民投牒興訟，交來盈庭，欲以觀君能否。君度知其計，禁吏不得出，即時勾稽牒訴，區別枉直，立斷不疑，摘姦胥以實於法，吏乃畏不敢慢。踰月，境內翕然稱治。	『古靈先生文集』卷25「駕部陳公墓誌銘」
③	京東西路	徐州彭城	閻師孟 (1061~1100)	彭城號難治，君至，復攝令事，踰月，庭訟為衰。	『雞肋集』卷65晁補之「瀛州防禦推官殷君墓誌銘」
④	成都府路	綿州	王潛夫 (?~1086)	調綿州法掾。始到，轉運使出巴西滯訟數百牒，命理之，皆辦。	『四川通志』卷46張商英「大宋故贈通議大夫王公墓表」
⑤	広南東路	広州南海県	彭思永 (1000~1070)	同表一一⑦	前表一一⑦

\*印は以下の排印本を使用した。

『曾鞏集』（曾鞏撰、中華書局、1984）。

『二程集』（程顥・程頤撰、漢京文化事業有限公司、1983）。

『王安石全集』（王安石撰、上海古籍出版社、1999）。

『蘇魏公文集』（蘇頌撰、中華書局、1988）。

『范仲淹全集』（范仲淹撰、四川大學出版社、2002）。

『蘇舜卿集』（蘇舜卿撰、漢京文化事業有限公司、1984）。

『安陽集編年箋注』（韓琦撰、巴蜀書社、2000）。

『黄庭堅全集』(黄庭堅撰、四川大学出版社、2001)。

『歐陽脩全集』(歐陽脩撰、中華書局、2001)。

- 1) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構—元典章成立の時代的・社会的背景」(『東方学報』〈京都〉24、1954-2。のち『宮崎市定全集11』に収録、岩波書店、1992)。
- 2) 赤城隆治「南宋期の訴訟について—「健訟」と地方官」(『史潮』新16号、1985-3)。
- 3) 草野靖「『健訟』と書鋪戸—赤城報告に寄せて」(『史潮』新16号、1985-3)。
- 4) 郭東旭「宋代的訟学」(『河北学刊』1988-2。のち氏著『宋朝法律史論』に収録、河北大学出版社、2001-8)。
- 5) 戴建国「宋代的公証機構—書鋪」(『中国史研究』1988-4。のち氏著『宋代法制初探』に収録、黒竜江出版社、2000-9)。
- 6) 陳智超「宋代的書鋪與訟師」(『劉子健博士頌壽紀念宋代史研究論集』に収録、同朋舎、1989-9)。
- 7) 『清明集』に関する研究成果について、小川快之「『清明集』と宋代史研究」(『中国—社会と文化』18、2003-6)に参照。
- 8) 大澤正昭「『清明集』の世界—定量分析の試み」(『上智史学』42、1997-11)。
- 9) 青木敦「健訟の地域的イメージ—11~13世紀江西社会の法文化と人口移動をめぐって」
- 10) 小川快之「宋代饒州の農業・陶瓷器業と『健訟』問題」(『上智史学』46、2001-11)、「宋代信州の鉞業と『健訟』問題」(『史学雑誌』110-10、2001-10)。
- 11) 許懷林「民俗“好訟”—江西民俗文化研究之一」(『南昌大学学报』増刊、1995-10)、「宋代福建の民間訴訟」(『福州師專学報』〈社会科学版〉21-6、2001-12)、「宋代民風好訟的成因分析」(『宜春学院学报』〈社会科学〉24-1、2002-2)。
- 12) 陳景良「訟学、訟師与士大夫—宋代司法傳統的轉型及其意義」(『河南省政法管理干部学院学报』2002-1)。
- 13) 劉馨琚「南宋獄訟判決文書中的『健訟之徒』」(『中国歴史学会史学集刊』33、2001-6。のち宋史座談会主編『宋史研究集』第31輯、蘭臺出版社、2002-6)。
- 14) 拙稿「北宋墓誌から見た財産権に関する史料について」(『上智史学』48、2003-11)。
- 15) 前掲拙稿「北宋墓誌から見た財産権に関する史料について」。
- 16) 前掲赤城隆治「南宋期の訴訟について—「健訟」と地方官」。
- 17) 『黄庭堅全集』巻12「江西道院賦」(四川大学出版社、2001-5)。
- 18) 『容齋四筆』巻9「健訟之誤」。
- 19) 前引黄庭堅「江西道院賦」。
- 20) 付録表一—①。
- 21) 『袁州府志』巻13楊侃「新建郡小廳記」(『天一閣藏明代方志選刊』第11冊、新文豊出版公司、1985-7)。
- 22) 前引楊侃「新建郡小廳記」。
- 23) 『夢溪筆談』巻25「雜誌二・鄧思賢」。
- 24) 付録表六—②。
- 25) 『曾鞏集』(中華書局、1984)巻13「齊州雜詩序」、頁215。
- 26) 『周礼注疏』(北京大学出版社、1999)巻34「秋官司寇・大司寇」、頁887。
- 27) 張智瑋「從墓誌看北宋地方的『劇郡』與『閑郡』」(『東吳歴史学報』12、2004-12)。
- 28) 前掲青木敦「健訟の地域的イメージ—11~13世紀江西社会の法文化と人口移動をめぐって」。

- 29) 程民生『宋代地域文化』（河南大学出版社、1997—8）、15頁。
- 30) 前掲大澤正昭『『清明集』の世界—定量分析の試み』。
- 31) 付録表二—②。
- 32) 前掲青木敦「健訟の地域的イメージ—11～13世紀江西社会の法文化と人口移動をめぐって」。
- 33) 前掲大澤正昭『『清明集』の世界—定量分析の試み』。
- 34) 大澤正昭『主張する『愚民』たち—伝統中国の紛争と解決法』（角川書店、1996—9）、214頁。
- 35) 小林義廣「宋代吉州の欧陽氏一族について」（『東海大学紀要』（文学部）64、1996—2。のち氏著『欧陽脩—その生涯と宗族』に収録、創文社、2000—11）。
- 36) 前掲陳智超「宋代的書舗與訟師」。
- 37) 前掲青木敦「健訟の地域的イメージ—11～13世紀江西社会の法文化と人口移動をめぐって」。
- 38) 『丹淵集』巻36「屯田郎中閻君墓誌銘」。
- 39) 『鄖溪集』巻21「戸部員外郎直昭文館知桂州吳公墓誌銘」。
- 40) 朱熹の「約束榜」について、平田茂樹「南宋裁判制度小考—『朱文公文集』巻百「約束榜」を手掛かりとして」（『集刊東洋学』66、1991）に参照。
- 41) 前掲拙稿「北宋墓誌から見た財産権に関する史料について」。
- 42) 前掲宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構—元典章成立の時代的・社会的背景」、草野靖『『健訟』と書舗戸—赤城報告に寄せて」、郭東旭「宋代的訟学」、戴建国「宋代的公証機構—書舗」、陳智超「宋代的書舗與訟師」など諸論文。
- 43) 青木敦「北宋末～南宋の法令に附された越訴規定について」（『東洋史研究』58—2、1999—9）。
- 44) 郭東旭「論南宋の越訴法」（『河北大学学报』1988—3。のち氏著『宋朝法律史論』に収録、河北大学出版社、2001—8）。
- 45) 『宋刑統』巻十職制律「公事稽程及誤題署」。
- 46) 前掲拙稿「北宋墓誌から見た財産権に関する史料について」。
- 47) 前掲劉馨琿「南宋獄訟判決文書中の『健訟之徒』」。
- 48) 前掲拙稿「北宋墓誌から見た財産権に関する史料について」。

## 附 言

本論文は、台湾東海大学歴史系の翁育瑄先生が、2007年1月に高知大学において発表および講演した内容を原稿にしたものである。翁先生は台湾大学を卒業後、お茶の水女子大学大学院に入学し、唐宋家族史や宋代社会史を研究された。現在では墓誌銘を使った研究を多く手がけており、本論文もその成果の一つである。先生には日本語で書いた論文も数多く、本稿中に掲げたもののほか「七世紀から十世紀の中國における上流階級における家族形態」『お茶の水史学』44、「唐代における官人階級の婚姻形態—墓誌を中心に」『東洋学報』83—2、「唐宋墓誌から見た女性の守節と再婚について」『唐代史研究』6などがある。今回は文部科学省科学研究費特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」（日記班：代表者遠藤隆俊）の国際学術シンポジウムのために来日し、研究発表を行った。また東海大学と高知大学とは本年、友好協定校となり、共同研究などの交流が計画されている。先生はシンポジウムのあとも高知大学で研究に従事し、人文学部と教育学部で授業や講演を行った。本論文はその時の研究発表、ならびに講演の原稿をもとにしている。

2007年11月16日受理

2007年12月31日発行

